総管管第8号令和4年2月18日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤田 道隆 殿

総務大臣 金子 恭之 (公印省略)

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

(別紙)「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」新旧対照表

(1)「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」の策定に伴う改定

【独立行政法人の目標の策定に関する指針】

現行

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

- 5 通則法第 29 条第2項第3号「業務運営の効率化に関する事項」における 目標の立て方について
- (3)以上の考え方に基づき、具体的には、次の事項について定める。
- ② 業務の電子化に関する目標

国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル・ガバメント推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定める。

改定案

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

- 5 通則法第 29 条第2項第3号「業務運営の効率化に関する事項」における 目標の立て方について
- (3)以上の考え方に基づき、具体的には、次の事項について定める。
- ② 業務の電子化に関する目標

国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル・ガバメント推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定める。情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に掲げられた取組と整合するように目標を定める。

【独立行政法人の評価に関する指針】

現行

Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項

- 6 評価の方法等
- (2)評価の視点

「中略]

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

- 6 評価の方法等
- (2)評価の視点等
- ② 研究開発以外の事務及び事業に関する評価

[中略]

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏ま

改定案

Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項

- 6 評価の方法等
- (2)評価の視点

[中略]

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえた目標の取組状況についても、デジタル技術の利活用による利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化の観点から、適正に評価を行う。

Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

- 6 評価の方法等
- (2)評価の視点等
- ② 研究開発以外の事務及び事業に関する評価 「中略]

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏ま

えた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

えた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令 和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえた目標の取組状況についても、 デジタル技術の利活用による利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効 率化の観点から、適正に評価を行う。

Ⅳ 行政執行法人の評価に関する事項

- 6 評価の方法等
- (2)評価の視点

[中略]

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

Ⅳ 行政執行法人の評価に関する事項

- 6 評価の方法等
- (2)評価の視点

[中略]

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえた目標の取組状況についても、デジタル技術の利活用による利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化の観点から、適正に評価を行う。

(2)「情報セキュリティ対策推進会議」の活動終了に伴う改定

【独立行政法人の目標の策定に関する指針】

現行

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

7 通則法第 29 条第2項第5号「その他業務運営に関する重要事項」におけ る目標の立て方について

(4)その他、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、当該法 | (4)その他、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、当該法 人の業務運営や当該法人への信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えら れる、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人 情報保護、組織・人事管理(上記(2)に基づき定められる内容を除く。)、保有 資産の管理・運用、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等に ついて、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。

(注)情報セキュリティに関する目標については、情報セキュリティ対策推進会 議の決定等を参照する。

改定案

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

7 通則法第 29 条第2項第5号「その他業務運営に関する重要事項」におけ る目標の立て方について

人の業務運営や当該法人への信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えら れる、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人 情報保護、組織・人事管理(上記(2)に基づき定められる内容を除く。)、保有 資産の管理・運用、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等に ついて、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。

(注)情報セキュリティに関する目標については、サイバーセキュリティ戦略本 部の決定等を参照する。

(3)一定の事業等のまとまりの明示に係る改定

【独立行政法人の目標の策定に関する指針】

現行

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

- 3 中期目標の項目の設定について
- (1)通則法第29条第2項第2号の「国民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。
- ① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えら れた役割(ミッション)に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を 配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPD CAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適 正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

- 4 中長期目標の項目の設定について
- (1) 通則法第35条の4第2項第2号の「研究開発の成果の最大化その他の 業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。
- ① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えら れた役割(ミッション)に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を 配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPD CAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適 正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

Ⅳ 行政執行法人の目標について

- 2 年度目標の項目の設定について
- (1)通則法第 35 条の9第2項第1号の「国民に対して提供するサービスその | (1)通則法第 35 条の9第2項第1号の「国民に対して提供するサービスその

改定案

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

- 3 中期目標の項目の設定について
- (1)通則法第 29 条第2項第2号の「国民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。
- ① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えら れた役割(ミッション)に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を 配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPD CAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適 正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりを明示し、当該まとまり ごとに目標を策定する。

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

- 4 中長期目標の項目の設定について
- (1)通則法第35条の4第2項第2号の「研究開発の成果の最大化その他の 業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。
- ① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えら れた役割(ミッション)に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を 配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPD CAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適 正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりを明示し、当該まとまり ごとに目標を策定する。

Ⅳ 行政執行法人の目標について

- 2 年度目標の項目の設定について

他の業務の質の向上に関する事項」においては次に従い設定する。

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えら れた役割(ミッション)に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を | れた役割(ミッション)に基づき、当該法人の長が予算、人材、組織等の資源を 配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPD CAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適 正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

他の業務の質の向上に関する事項」においては次に従い設定する。

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えら 配分して業務運営を行っている。このため、当該法人の長の下で自律的なPD CAサイクルを機能させ、法人内部での的確なマネジメントを行い得るよう、適 正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりを明示し、当該まとまり ごとに目標を策定する。